

件名	愛媛県建築基準法施行条例及び愛媛県手数料条例の一部を改正する条例										
主管課	建築住宅課										
根拠法令等	建築基準法（昭和25年法律第201号） 令和4年6月17日 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律 第69号 等										
内容	<p><b>【改正の目的】</b></p> <p>○ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）が施行されること及び同法により建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正されること並びに脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）により建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部が改正されることに伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料及び道路内における建築認定申請手数料を徴収する等のため、これらの条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p><b>【改正の概要】</b></p> <p>○愛媛県手数料条例（平成12年3月24日条例第3号） 愛媛県手数料条例別表を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、題名が改正されることとなったため、それに伴い条例上の文言を改正する。 （改正前）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 （改正後）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</li> <li>・5 土木関係事務手数料の46の7 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築の特例認定の申請に対する審査手数料を追加する。</li> <li>・5 土木関係事務手数料の46の8 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築の特例認定の申請に対する審査手数料を追加する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="354 1319 1469 1561"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46の7 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査</td> <td>建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>46の8 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査</td> <td>道路内における建築認定申請手数料</td> <td>31,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○愛媛県建築基準法施行条例（昭和35年7月7日条例第21号） 新たに「特定主要構造部」が規定されることとなったこと等から、この条例の一部を改正する。</p>		事務	名称	金額	46の7 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	31,000円	46の8 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	31,000円
事務	名称	金額									
46の7 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	31,000円									
46の8 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	31,000円									
施行日	令和6年4月1日										
<b>【その他参考事項】</b>											